

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者	
求人を受け付ける時の事務費用	なし	
求人・求職の申込を受理した時以降、 求人・求職者に提供する紹介サービス	成功報酬 期間の定めのない 雇用契約の場合	職業紹介が成功した場合における、 当該求職者の想定年収額の35%までとする
	成功報酬 期間の定めがある 雇用契約の場合	職業紹介が成功した場合における、 当該求職者の想定年収額の50%までとする
	<u>手数料負担者は求人者とする</u>	
求人の充足を容易にするための 求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬	職業紹介の成功した場合における、 当該求職者の想定年収額の35%までとする
	<u>手数料負担者は求人者とする</u>	
特定の条件による特別の求職者の 開拓やそのための調査・探索	着手金	なし
	活動一日あたり	なし
	成功報酬	職業紹介の成功した場合における、 当該求職者の想定年収額の35%までとする
就職を容易にするための求職者に対する 専門的な相談・助言	<u>手数料負担者は求人者とする</u>	
	成功報酬	職業紹介の成功した場合における、 当該求職者の想定年収額の35%までとする
	<u>手数料負担者は関係雇用主とする</u>	
※ 求職者からは手数料を徴収いたしません。		
※ 上記、手数料は消費税が含まれておりません。		

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が、就職者本人の事由により退職に至った場合、当社が受領した手数料より以下の条件にて求人者へ返金するものとする。

1. 採用後1 か月未満で退職した場合、紹介手数料の50%を返金する。
2. 採用後3 か月未満で退職した場合、紹介手数料の30%を返金する。

但し、以下の事由で退職した場合は、求人者は返戻請求を行う事はできない。

1. 提示された雇用条件と実際の雇用条件に相違があった場合。
2. 採用後に発症した病気やけがが原因となり退職した又は、勤務継続が不可能となった場合及び、死亡による退職。
3. 天災事変等、やむを得ない理由により就業できなくなった場合。
4. 求人者の一方的な理由（整理解雇等）により就業できなくなった場合。

事業所の名称	株式会社トライバルユニット
所在地	北海道札幌市中央区北5条西2丁目5 JRタワーオフィスプラザさっぽろ20階
許可番号	有料職業紹介事業許可番号01-ユ-300317

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者	
求人を受け付ける時の事務費用	なし	
求人・求職の申込を受理した時以降、 求人・求職者に提供する紹介サービス	成功報酬 期間の定めのない 雇用契約の場合	職業紹介が成功した場合における、 当該求職者の想定年収額の35%までとする
	成功報酬 期間の定めがある 雇用契約の場合	職業紹介が成功した場合における、 当該求職者の想定年収額の50%までとする
	<u>手数料負担者は求人者とする</u>	
求人の充足を容易にするための 求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬	職業紹介の成功した場合における、 当該求職者の想定年収額の35%までとする
	<u>手数料負担者は求人者とする</u>	
特定の条件による特別の求職者の 開拓やそのための調査・探索	着手金	なし
	活動一日あたり	なし
	成功報酬	職業紹介の成功した場合における、 当該求職者の想定年収額の35%までとする
	<u>手数料負担者は求人者とする</u>	
就職を容易にするための求職者に対する 専門的な相談・助言	成功報酬	職業紹介の成功した場合における、 当該求職者の想定年収額の35%までとする
	<u>手数料負担者は関係雇用主とする</u>	
※ 求職者からは手数料を徴収いたしません。		
※ 上記、手数料は消費税が含まれておりません。		

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が、就職者本人の事由により退職に至った場合、当社が受領した手数料より以下の条件にて求人者へ返金するものとする。

1. 採用後1 か月未満で退職した場合、紹介手数料の50%を返金する。
2. 採用後3 か月未満で退職した場合、紹介手数料の30%を返金する。

但し、以下の事由で退職した場合は、求人者は返戻請求を行う事はできない。

1. 提示された雇用条件と実際の雇用条件に相違があった場合。
2. 採用後に発症した病気やけがが原因となり退職した又は、勤務継続が不可能となった場合及び、死亡による退職。
3. 天災事変等、やむを得ない理由により就業できなくなった場合。
4. 求人者の一方的な理由(整理解雇等)により就業できなくなった場合。

事業所の名称	株式会社トライバルユニット 東京支社
所在地	東京都新宿区西新宿1丁目25-1 新宿センタービル29階
許可番号	有料職業紹介事業許可番号01-ユ-300317

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者	
求人を受け付ける時の事務費用	なし	
求人・求職の申込を受理した時以降、 求人・求職者に提供する紹介サービス	成功報酬 期間の定めのない 雇用契約の場合	職業紹介が成功した場合における、 当該求職者の想定年収額の35%までとする
	成功報酬 期間の定めがある 雇用契約の場合	職業紹介が成功した場合における、 当該求職者の想定年収額の50%までとする
	<u>手数料負担者は求人者とする</u>	
求人の充足を容易にするための 求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬	職業紹介の成功した場合における、 当該求職者の想定年収額の35%までとする
	<u>手数料負担者は求人者とする</u>	
特定の条件による特別の求職者の 開拓やそのための調査・探索	着手金	なし
	活動一日あたり	なし
	成功報酬	職業紹介の成功した場合における、 当該求職者の想定年収額の35%までとする
	<u>手数料負担者は求人者とする</u>	
就職を容易にするための求職者に対する 専門的な相談・助言	成功報酬	職業紹介の成功した場合における、 当該求職者の想定年収額の35%までとする
	<u>手数料負担者は関係雇用主とする</u>	
※ 求職者からは手数料を徴収いたしません。		
※ 上記、手数料は消費税が含まれておりません。		

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が、就職者本人の事由により退職に至った場合、当社が受領した手数料より以下の条件にて求人者へ返金するものとする。

1. 採用後1 か月未満で退職した場合、紹介手数料の50%を返金する。
2. 採用後3 か月未満で退職した場合、紹介手数料の30%を返金する。

但し、以下の事由で退職した場合は、求人者は返戻請求を行う事はできない。

1. 提示された雇用条件と実際の雇用条件に相違があった場合。
2. 採用後に発症した病気やけがが原因となり退職した又は、勤務継続が不可能となった場合及び、死亡による退職。
3. 天災事変等、やむを得ない理由により就業できなくなった場合。
4. 求人者の一方的な理由（整理解雇等）により就業できなくなった場合。

事業所の名称	株式会社トライバルユニット 横浜支社
所在地	神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア4階
許可番号	有料職業紹介事業許可番号01-ユ-300317

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者	
求人を受け付ける時の事務費用	なし	
求人・求職の申込を受理した時以降、 求人・求職者に提供する紹介サービス	成功報酬 期間の定めのない 雇用契約の場合	職業紹介が成功した場合における、 当該求職者の想定年収額の35%までとする
	成功報酬 期間の定めがある 雇用契約の場合	職業紹介が成功した場合における、 当該求職者の想定年収額の50%までとする
	<u>手数料負担者は求人者とする</u>	
求人の充足を容易にするための 求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬	職業紹介の成功した場合における、 当該求職者の想定年収額の35%までとする
	<u>手数料負担者は求人者とする</u>	
特定の条件による特別の求職者の 開拓やそのための調査・探索	着手金	なし
	活動一日あたり	なし
	成功報酬	職業紹介の成功した場合における、 当該求職者の想定年収額の35%までとする
	<u>手数料負担者は求人者とする</u>	
就職を容易にするための求職者に対する 専門的な相談・助言	成功報酬	職業紹介の成功した場合における、 当該求職者の想定年収額の35%までとする
	<u>手数料負担者は関係雇用主とする</u>	
※ 求職者からは手数料を徴収いたしません。		
※ 上記、手数料は消費税が含まれておりません。		

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が、就職者本人の事由により退職に至った場合、当社が受領した手数料より以下の条件にて求人者へ返金するものとする。

1. 採用後1 か月未満で退職した場合、紹介手数料の50%を返金する。
2. 採用後3 か月未満で退職した場合、紹介手数料の30%を返金する。

但し、以下の事由で退職した場合は、求人者は返戻請求を行う事はできない。

1. 提示された雇用条件と実際の雇用条件に相違があった場合。
2. 採用後に発症した病気やけがが原因となり退職した又は、勤務継続が不可能となった場合及び、死亡による退職。
3. 天災事変等、やむを得ない理由により就業できなくなった場合。
4. 求人者の一方的な理由（整理解雇等）により就業できなくなった場合。

事業所の名称	株式会社トライバルユニット 大阪支店
所在地	大阪府大阪市北区梅田1-8-17 大阪第一生命ビルディング10階
許可番号	有料職業紹介事業許可番号01-ユ-300317

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者	
求人を受け付ける時の事務費用	なし	
求人・求職の申込を受理した時以降、 求人・求職者に提供する紹介サービス	成功報酬 期間の定めのない 雇用契約の場合	職業紹介が成功した場合における、 当該求職者の想定年収額の35%までとする
	成功報酬 期間の定めがある 雇用契約の場合	職業紹介が成功した場合における、 当該求職者の想定年収額の50%までとする
	<u>手数料負担者は求人者とする</u>	
求人の充足を容易にするための 求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬	職業紹介の成功した場合における、 当該求職者の想定年収額の35%までとする
	<u>手数料負担者は求人者とする</u>	
特定の条件による特別の求職者の 開拓やそのための調査・探索	着手金	なし
	活動一日あたり	なし
	成功報酬	職業紹介の成功した場合における、 当該求職者の想定年収額の35%までとする
	<u>手数料負担者は求人者とする</u>	
就職を容易にするための求職者に対する 専門的な相談・助言	成功報酬	職業紹介の成功した場合における、 当該求職者の想定年収額の35%までとする
	<u>手数料負担者は関係雇用主とする</u>	
※ 求職者からは手数料を徴収いたしません。		
※ 上記、手数料は消費税が含まれておりません。		

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が、就職者本人の事由により退職に至った場合、当社が受領した手数料より以下の条件にて求人者へ返金するものとする。

1. 採用後1 か月未満で退職した場合、紹介手数料の50%を返金する。
2. 採用後3 か月未満で退職した場合、紹介手数料の30%を返金する。

但し、以下の事由で退職した場合は、求人者は返戻請求を行う事はできない。

1. 提示された雇用条件と実際の雇用条件に相違があった場合。
2. 採用後に発症した病気やけがが原因となり退職した又は、勤務継続が不可能となった場合及び、死亡による退職。
3. 天災事変等、やむを得ない理由により就業できなくなった場合。
4. 求人者の一方的な理由(整理解雇等)により就業できなくなった場合。

事業所の名称	株式会社トライバルユニット 福岡支店
所在地	福岡県福岡市中央区天神1丁目9-7 福岡天神フコク生命ビル13階
許可番号	有料職業紹介事業許可番号01-ユ-300317